

除 外 率 表

除 外 率 設 定 業 種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置してもらうものに限る。）	5%
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	10%
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	20%
港湾運送業	25%
鉄道業 医療業 高等教育機関	30%
林業（狩猟業を除く）	35%
金属鉱業 児童福祉事業	40%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業 小学校	55%
幼稚園	60%
船員等による船舶運航等の事業	80%

除外率設定業種欄に掲げる業種のうち輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業・船用機関製造業を除く。）その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）非金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）林業（狩猟業を除く。）特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）において分類された業種区分によるものとする。